

令和時代に対応！

## 「同一労働同一賃金」

## ガイドラインから読み解く実務

働き方改革の一つ「同一賃金同一労働」によって正社員とパート・アルバイトや有期契約社員間の給与、賞与、福利厚生等の相違トラブルが今後増加してくることが見込まれます。法改正ポイント・ガイドラインから求められている現実的な対応や賃金体系の留意点を分かりやすく解説します。

2019年 6月 26日 (水)

13:30~15:00 (13:15開場)

会場

大垣市加賀野4-1-7  
ソフトピアジャパン10階 会議室1

主催

岐阜県大垣市北方町1-1165-1  
社会保険労務士法人杉原事務所参加  
費用

無料

定員

30名

&lt;講師&gt; 社会保険労務士法人杉原事務所

社会保険労務士 杉山 定広



経験で培ったコミュニケーション能力を活かして、杉原事務所では大口クライアントを担当。様々な労務相談に対応、解決した実績を持つ。

FAXお申込書

(杉原事務所行)

FAX 0584-81-8276

貴社名	TEL	
メール		
ご担当者	参加人数	名

このお申込み書に記載された個人情報は、社会保険労務士法人杉原事務所においてお申込情報として登録させていただきます。この情報は、セミナー及びサービスのご案内のみについて使用し、他の目的には一切使用しません。詳しくは、弊所個人情報保護方針をご参照ください。https://sharo-shi.gifu.jp/

【主催】 岐阜県大垣市北方町1-1165-1 社会保険労務士法人杉原事務所

お問い合わせ (TEL) 0584-81-8281 担当: 宮川・辻